

江津市高齢者福祉計画に対する意見と江津市の考え方

【件名】江津市高齢者福祉計画（案）（令和3年度～令和5年度）

【期間】令和3年2月1日から同年3月3日まで

【提出意見数】2件

No.	意見（原文のまま）	江津市の考え方
1	20ページの 2 地域包括支援センター機能強化、地域包括センターの設置 取組についての箇所で原文 ・市内に一ヵ所（江津市役所内）の地域包括センターの表記を令和3年度の計画書なので、・市内に一ヵ所（済生会江津総合病院内 令和3年5月移転予定）の地域包括センターと表記した方が現実的ではないでしょうか。	ご意見を取り入れ、ご指摘の箇所を以下のとおり表記します（下線部）。 ○市内に 1 か所（済生会江津総合病院内 令和3年5月移転予定）の地域包括支援センター、日常生活圏域（市内 4 か所）の地域包括支援センターブランチ型総合相談窓口を継続し、市民からの相談に迅速かつ細やかに対応します。
2	35ページの 1 高齢期の安心住まいの確保で 公営住宅の確保の取り組みの ○2 個目 「保証人がおらず入居できない人を支援する公的な保証制度を検討します」の箇所ですが、令和2年4月から島根県県営住宅、江津市営住宅とも手続きの書類に保証人は不要となり変わって、連絡先人を記入する運用となっています、保証人制度は緩和されましたが連絡先人の定義が曖昧なので、高齢者は手続き時に困惑しています。ですから、手続き先の島根住宅供給公社と協議して、手続きの明確化とスマートな運用のため、『連絡先人がどうゆう立場で、何の責任を負うのか明確化するために検討します』。と表記した方が、現時点での問題点が明確で、高齢者が望むことだと考えます。	民法改正による連帯保証人制度の変更に関連し、令和2年4月以降、公営住宅の入居決定者が提出する請書においては、「連帯保証人」から「緊急連絡先」に表記が変更されています（市営住宅の場合）。 しかしながら、家賃、退去に関して補償できる人の選任が望ましい現状があることから、緊急連絡人とその役割を総合的に表現するものとして、計画書（案）中ご指摘の箇所において「保証人」または「保証制度」と表記しています。 また、緊急連絡先の選任にあたってはその役割の性質上、可能な限り近親者が望ましいところであり、このことは入居の手続きの際にご説明しています。ただし、身寄りのない人など、その確保が困難なケースも散見され、関係機関連携のもとケース・バイ・ケースの対応となっているのが実情です。緊急連絡先の定義の明確化については、ご指摘のとおりその意義は認められますが、同時にこれまで入居できていた人が入居できなくなる事態も想定されます。こうした理由から、また、現状の枠組みでは対応が困難な課題に取り組む意味から、ご指摘の箇所についての表記は計画書（案）のとおりとすることにご理解ください。 なお、実施にあたっては、島根県入居債務保証支援事業の活用とその運用の拡大を視野に、社会福祉協議会との連携を図ることを今後検討していきます。